

第 27 号議案

中野区子どもの医療費の助成に関する条例及び中野区ひとり親
家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区子どもの医療費の助成に関する条例及び中野区ひとり親
家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(中野区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 中野区子どもの医療費の助成に関する条例(昭和47年中野区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年中野区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。